

医療ADR

東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）は、2007年9月、医療に関するトラブルについて、医療紛争の経験の豊富な弁護士があっせん人となる医療ADRを開設しました。介護事故をめぐる紛争も対象としています。

医療紛争の実態をよく知る弁護士2名（患者側代理人の経験が豊富な弁護士・医療側代理人の経験が豊富な弁護士各1名）があっせん人に加わります。下図のとおりあっせん人3名または2名の関与により、これまで話し合いが難しいと考えられてきた医療紛争に関する問題について、充実した話し合いが行われます。



なお、あっせん人1名体制（一般のあっせん人1名）もありますので、窓口でご相談ください。

(注) 患者側代理人の経験が豊富な弁護士、医療側代理人の経験が豊富な弁護士と立場を分けて書いていますが、両弁護士は、あくまでも、第三者として中立・公正な立場から、話し合いの交通整理や調整を行います。患者側または医療側というそれぞれの立場に味方して主張するものではありませんので、ご注意ください。

申立の手続など、医療ADRの詳しい内容につきましては、窓口でお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。

医療ADRの申立て・ご相談は



- 地下鉄/霞ヶ関駅から（丸ノ内線・日比谷線・千代田線）
① B1-b 出口より直通 ② A1 出口より徒歩2分 ③ C1 出口より徒歩3分
- 地下鉄/桜田門駅から（有楽町線）
④ 5 番出口より徒歩5分

住所

〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

第一東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 11 階

TEL **03-3595-8588**

受付時間 10:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

ホームページ <http://www.ichiben.or.jp/>

第二東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 9 階

TEL **03-3581-2249**

受付時間 9:30 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00

ホームページ <http://niben.jp/>

東京弁護士会 紛争解決センター

弁護士会館 6 階

TEL **03-3581-0031**

受付時間 9:30 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

ホームページ <http://www.toben.or.jp/>

※申立ては、上記にて受付ます。

東京三弁護士会

医療ADR

Alternative Dispute Resolution

医療の
トラブル

充実の
話し合い

納得の
解決



東京三弁護士会

お問い合わせ先は裏面をご覧ください

